

危険物 Q & A 集

整理番号	22	区分	貯蔵・取扱い	A	2
質問	危険物（塗料）を塗装工事のため使用します。ごく短期間だけ貯蔵することができますか？				
回答	<p>可能です。消防法第10条第1項ただし書きの規定により、京都市長の許可を受けた場所以外の場所で10日間に限り、仮に指定数量以上の危険物を貯蔵することができます。</p> <p>なお、指定数量以上となる場合は「承認」、指定数量未満で5分の1以上の場合は「届出」が、事前に必要となります。</p> <p>質問のように貯蔵する場合は、管轄する消防署へ事前に相談してください。</p>				
根拠法令等	消防法 第10条1項 京都市危険物規制規則 第2条第1項				